

# 法務部・知的財産部のための 民事訴訟法セミナー

関西大学法学部教授  
栗田 隆

## 第1回 管 轄

## 判決手続の概略

紛争の発生

- 訴え（[133条](#)）
- 審理（口頭弁論・対審）
  1. 弁論（[148条](#)以下）
  2. 証拠調べ（[179条](#)以下）
- 判決（[243条](#)以下）

T. Kurita

2

## 訴えの提起

- 処分権主義 訴えなければ裁判なし（[246条](#)・[261条](#)・[266条](#)・[267条](#)）。
- 訴え提起の方式
  1. 原則 管轄裁判所（[4条](#)・[5条](#)等）に訴状を提出する（[133条](#)）。
  2. 例外 簡裁では口頭起訴も許される。調書に記録する（[271条](#)・[規則169条](#)）。
- 裁判長による訴状審査（[137条](#)）
- 被告への送達（[138条](#)・[98条](#)以下）

T. Kurita

3

## 審 理

- 弁論主義
- 双方審尋主義
- 公開主義（[憲82条](#)）
- 審理の計画（[147条の3](#)）
- 争点整理手続（[164条](#)以下）
- 事実の主張（[87条](#)） 訴訟資料（狭義）
- 証拠調べ（[179条](#)以下） 証拠資料
- 口頭弁論の終結（[243条](#)・[153条](#)）

T. Kurita

4

## 判 決

- 処分権主義 - 判決事項（[246条](#)）
- 自由心証主義（[247条](#)）
- 証明責任
- 直接主義（[249条](#)）
- 判決の不可撤回性
- 判決書の作成（[253条](#)）
- 判決の言渡し（[250条](#)）
- 送達（[255条](#)）

T. Kurita

5

## 管轄の意義

- 多数の裁判需要に適正に応ずるために、最高裁判所の下に多数の下級裁判所が設置されている。
- 裁判所の管轄とは、これらの複数の裁判所の間での裁判権行使の分担の定めである。

T. Kurita

6

## 法定管轄

- 管轄は、次のことを考慮して予め法律で定められている。
  1. 職分 行使される裁判権の内容・種類
  2. 事物 同種の裁判権が行使される事件について、事件の大小・特質。
  3. 土地 裁判所の所在地

## 任意管轄と専属管轄

法定管轄は、強行的であるか否かによって次のように区別される。

- **任意管轄** 主として当事者の便宜や公平を図る趣旨で定められた法定管轄である。合意管轄（[11条](#)）や応訴管轄（[12条](#)）、あるいは遅滞等を避けるための移送（[17条](#)）などが許される。
- **専属管轄** 特定の裁判所にのみ管轄を認める必要が強い場合、合意管轄や応訴管轄、あるいは遅滞等を避けるための移送などが許されない管轄（[13条](#)・[20条](#)）である（例外あり）。

## 職分管轄（1）

行使される裁判権の内容にしたがった役割分担。

- 訴訟事件を処理する権限 人事訴訟を処理する権限は家庭裁判所に専属する
- 民事執行事件を処理する権限
- 破産事件を処理する権限
- 起訴前の和解手続の裁判権 簡易裁判所が行使する（[275条](#)）。
- 督促手続の裁判権 簡易裁判所が行使する（[383条](#)）。

## 職分管轄（2）審級管轄

- 第一審の裁判権、控訴審の裁判権および上告審の裁判権 これらも別個の職分である。どの裁判所が第一審裁判所となり、前の審級の裁判に対してどの裁判所が上訴審の裁判権を行使するかを定めを審級管轄という。

## 第一審の管轄裁判所

- 民事事件について第一審裁判所となりうるのは、特殊な例外を除き、地方裁判所と簡易裁判所である。
- 両者間の裁判権行使の分担は、訴訟の目的の価額（略して、訴額）を基準として定められている。

## 第一審裁判所の事物管轄

- 簡易裁判所 訴額が140万円以下の事件（[裁33条1項1号](#)）
- 地方裁判所 訴額が140万円を超える事件および140万円以下であっても不動産に関する事件（[裁24条1号](#)）
- 140万円以下の不動産に関する訴訟は、簡易裁判所と地方裁判所との競合管轄となる。

## 訴額（8条1項）（1）

- 訴額は、「訴えで主張する利益」によって算定する（8条1項）。例えば、100万円の貸金返還請求の訴額は100万円。訴額算定の参考資料として、最高裁判所民事局長から「訴訟物の価額の算定基準」が示されている。

## 訴額（8条1項）（2）

- 訴額が算定不能、または算定が極めて困難な場合には、次のように扱われる。
  1. 事物管轄との関係では、140万円を越えるものとみなされ、地裁の管轄になる（8条2項）。
  2. 申立手数料との関係では、160万円とみなされる（民訴費4条2項）。

## 併合請求の場合の訴額（9条1項） 合算主義

- 1つの訴えに複数の請求が併合されている場合（136条）には、各請求の訴額を合算する（合算主義。9条1項）。
- 例： 50万円の貸金の返還請求と、100万円の代金支払請求とが併合されている場合には、訴額は合計で150万円となり、地方裁判所の事物管轄に属する。

## 併合請求の場合の訴額（9条1項） 共通利益

- 訴えで主張する利益が複数の請求に共通している場合には、共通部分は合算せずに1つの利益として扱う（9条1項但書き）。
  1. 時価100万円の物の所有権確認請求とその物の引渡請求とが併合されている場合には、訴額は、100万円である。
  2. 主債務者に対する500万円の支払請求と保証人に対する500万円の支払請求とが併合されている場合には、訴額は、500万円である。

## 附帯請求の不算入（9条2項）

- 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない（9条2項）。訴額の計算を単純にするためである。
- 例：100万円の元本の支払請求に附帯して3年分の利息30万円および完済までの遅延損害金の支払が請求されている場合には、訴額は、100万円である。

## 第一審の管轄裁判所――土地管轄

- 所在地を異にする同種の裁判所の間での地域的な裁判権行使の分担を**土地管轄**という。
- 各裁判所は、その管轄区域内に裁判籍が所在する事件について管轄権を有する。
  1. **管轄区域** 「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」により各裁判所について定められている職務執行の区域（地域的限界）。
  2. **裁判籍** 土地管轄を定める基準となる、当事者または訴訟物と密接に関連する地点。裁判籍には、普通裁判籍と特別裁判籍とがある。

## 普通裁判籍（4条）

- 当事者の住所等を基準にして定まる裁判籍である（4条）。すべての事件に当事者がおり、事件の種類に関わりなしに一般的に認められる裁判籍であるので、「普通」裁判籍と呼ばれる（但し、専属管轄が定められている事件は除かれる。13条）。
- 被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所は、その者に対する訴えについて管轄権を有する（4条参照）。

## 普通裁判籍の所在（1）

- 自然人 住所、居所、国内の最後の住所（2項）。
- 外国に在ってその外国の裁判権に服さない日本人で日本に最後の住所も有しない者（大使・公使の子供で外国で生まれた者など） 最高裁判所規則4条により東京都千代田区（3項）。

## 普通裁判籍の所在（2）

- 社団・財団 法人格の有無を問わず、主たる事務所または営業所、代表者その他の主たる業務担当者の住所（4項）。
- 外国の社団・財団 日本における主たる事務所又は営業所、日本における主たる業務担当者の住所（5項）
- 国 訴訟について国を代表する官庁（法務大臣）の所在地（東京都千代田区）（6項）

## 特別裁判籍（5条以下）

限定された種類・範囲の事件について認められる裁判籍である（普通裁判籍以外の裁判籍）。

- 独立裁判籍（5条・6条） 一定の種類的事件について、他の事件や請求に依存することなく認められる特別裁判籍を独立裁判籍という。その多くは5条で規定されている。
- 関連裁判籍（7条等） 他の事件と関連していることにより管轄権が認められる場合を指す。

## 関連裁判籍の例

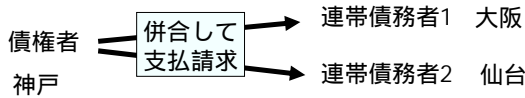
- 併合請求の裁判籍（7条）
- 独立参加訴訟の裁判籍（47条）
- 反訴の裁判籍（146条）
- 中間確認の訴えの裁判籍（145条）

## 併合請求の関連裁判籍（7条）（1）

- 客観的併合の場合（7条本文） 原告が一つの訴えで複数の請求について審理を求める場合に（136条）、そのうちのどれか一つについて裁判所が管轄権を有すれば、独立の裁判籍のない他の請求についても管轄権が生ずる。
- 根拠：被告は独立裁判籍のある地を管轄する裁判所に出頭しなければならないから、その裁判所で他の請求についても審理裁判することを甘受させてよい。但し、国際裁判管轄については妥当しない。

## 併合請求の関連裁判籍（7条）（2）

- 主観的併合の場合（7条但書き） 複数の者を当事者とする訴え（訴えの主観的併合）の場合には、独立の裁判籍が認められない者の利益を保護する必要があるため、併合請求の裁判籍の規定は、共同訴訟人間の関係が密接な場合（38条第1文の場合）にのみ適用される。



T. Kurita

25

## 知的財産事件の管轄（1）

- 特許権等に関する訴えの管轄 地方裁判所の事物管轄に属し、4条または5条により土地管轄が定まる事件については、東京地裁と大阪地裁の専属管轄に服する。
  - 東京地裁は名古屋高裁管内以东の区域、
  - 大阪地裁は大阪高裁管内以西の区域を管轄する（6条1項）。

T. Kurita

26

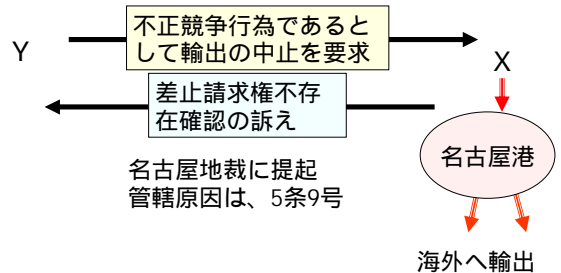
## 知的財産事件の管轄（2）

- 意匠権等に関する訴えの管轄 専門性はそれほど高くないので、東京地裁と大阪地裁の専属管轄とせず、原告は管轄権を有する他の地裁に提起することも、東京地裁あるいは大阪地裁に提起することもできる。
- 東京地裁は、名古屋高裁管内以东の区域について、大阪地裁は大阪高裁管内以西の区域について、広域的管轄権を有し（6条の2）、かつ、この管轄権と他の地裁の本来の管轄権と競合するので、「競合的広域管轄権」と呼ばれる。

T. Kurita

27

## A1. 最高裁判所 平成16年4月8日 決定



T. Kurita

28

## 続（整理）

前記の事例で、Yの主たる営業所が仮に神戸にあるとすると、管轄権を有する裁判所は

- 4条により神戸地裁
- 5条9号により名古屋地裁
- 6条の2により大阪地裁と東京地裁

T. Kurita

29

## 合意管轄（11条）

- 専属管轄以外の管轄については、当事者の合意によって変更することができる（11条）。
- 合意の基本的態様。
  - 専属的合意** 特定の裁判所にのみ管轄を認め、すべての又は他の法定管轄裁判所の管轄を排除する合意（特定の裁判所は、法定管轄裁判所の一つであっても、なくてもよい）
  - 付加的合意** 法定管轄裁判所のほかに管轄裁判所を追加する合意

T. Kurita

30

## 合意管轄の要件

- 内容面での要件
  1. 第一審の管轄裁判所（[11条1項](#)）
  2. 一定の法律関係（[11条2項](#)）
  3. 専属管轄裁判所が法定されていない（[13条](#)）
  4. 管轄裁判所が存在し、その数が不当に多くないこと
- 形式面での要件 書面でしなければならない（[11条2項](#)）。

## 応訴管轄（[12条](#)）（1）

- 管轄権のない裁判所に訴えが提起された場合でも、被告がその裁判所での審理・裁判に応ずる場合には、管轄裁判所に移送することなく、その裁判所で審理・裁判してよい（[12条](#)）。

## 応訴管轄（[12条](#)）（2）

- 要件
  1. 被告が管轄違いの抗弁を提出することなく本案について弁論し、または弁論準備手続において申述したこと（[12条](#)）。
  2. 第一審裁判所における応訴であること（[12条](#)）。
  3. 法定専属管轄の定めのないこと（[13条](#)）。

## 専属管轄

- 法定管轄の中で、当事者の意思による変更を認めないことが適当なもの。例：
  1. 再審訴訟（[340条](#)）
  2. 株主総会決議取消の訴え（商法247条2項・88条）
  3. 破産債権確定訴訟（[破産法245条](#)）
  4. 人事訴訟（[人訴法4条](#)）

## 法定の専属管轄についての特則

- 普通裁判籍および独立の特別裁判籍による土地管轄の排除（[13条](#)による[4条1項](#)・[5条](#)・[6条2項](#)、[6条の2](#)の排除）。
- 関連裁判籍の排除（[13条](#)による[7条](#)の排除、[145条1項](#)但書き、[146条](#)但書き）
- 管轄の合意は認められない（[13条](#)による[11条](#)の排除）
- 応訴管轄は認められない（[13条](#)による[12条](#)の排除）
- 専属管轄裁判所外への移送は認められない（[20条](#)）
- 専属管轄裁判所以外の裁判所が判決したことは、絶対的の上告理由となる（[312条2項3号](#)）。

## 管轄の調査・判断資料

- 職権調査
- 判断資料 管轄原因をなす事実については、管轄権の存在に利益を有する原告が主張・立証すべきであるが、裁判所も職権で証拠調べができる（[14条](#)）。
- 不法行為による損害賠償請求の訴えが不法行為地の裁判所に提起された場合のように、管轄の有無が本案請求を理由付ける事実依存する場合には、原告の主張する事実によって管轄の有無を決定するのが原則となる。

## 管轄の標準時（15条）

- 裁判所の管轄権の存否は、手続の安定のために、訴え提起の時を標準として決定される（15条）。
  1. 被告の普通裁判籍を管轄する裁判所に訴えが提起され、その後に被告の住所が他に移転した場合
  2. 50万円の動産の所有権確認の訴えが簡易裁判所に提起された後で、その動産の価額が200万円に上昇した場合

## 国際裁判管轄（1）逆推知説

- 民事訴訟法4条・5条等の土地管轄の規定から国際裁判管轄の有無を推知するという見解。具体的には、民訴法の規定するいずれかの裁判籍が日本国内に存在する場合に、日本の国際裁判管轄権を肯定する。
- 但し、それが当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念に反する結果となる特段の事情がある場合には、日本の国際裁判管轄は否定される。

## 国際裁判管轄（2）独自配分説

- 裁判の適正、当事者間の公平、手続の迅速・能率などを考慮して、民訴法の土地管轄の規定に修正を加えつつ、国際民事訴訟法独自の管轄規範を確立すべきであるとする見解。管轄配分説ともいう。

## A2. 最高裁 昭和56年10月16日 判決

マレーシア国内で生じた航空機墜落事故による損害賠償請求。逆推知説を採用して、日本の国際管轄を肯定した。

マレーシア	日本
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運送契約の締結地</li> <li>● 搭乗地</li> <li>● 事故発生地</li> <li>● 被告の本店所在地</li> <li>● 被告の設立準拠法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営業所（代表者あり）</li> <li>● 原告（債権者）の住所地</li> </ul>

## A3. 最高裁 平成8年6月24日 判決

日本在住の夫がドイツ在住の妻に対して提起した離婚訴訟

ドイツ	日本
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被告（妻）の住所地・本国</li> <li>● すでに離婚判決があるが、日本では承認できない（送達要件を充足していない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原告（夫）の住所地・本国</li> <li>● 長女の原告と同居している</li> <li>● 原告が長女の親権者になることを希望している。</li> </ul>

## A4. 最高裁 平成9年11月11日 判決

X — 預託金返還請求 —> Y

日本の株式会社

ドイツ在住の日本人

XがYに欧州各地からの自動車の買付け等の業務を委託する旨の契約がフランクフルト市において締結され、Xは自動車買付資金をYに預託した。その後XはYに不信感を抱くようになり、預託金の残額の返還を求めて、Xの本店所在地を管轄する千葉地裁に訴えを提起した。



続

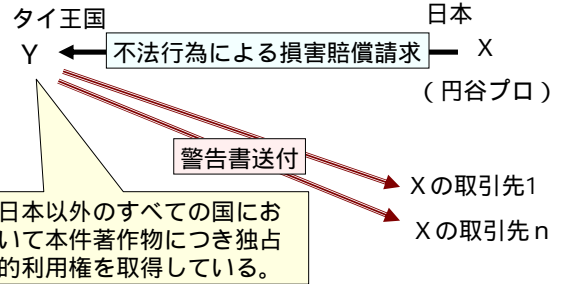
日本の国際管轄権を否定

ドイツ	日本
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被告の住所地</li> <li>●契約締結地</li> <li>●委託業務の履行地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原告の主たる営業所</li> <li>➢日本は、預託金返還義務履行地あるいは準拠法国として明示されていない。</li> </ul>

T. Kurita

43

### A5. 最高裁 平成13年6月8日 判決



T. Kurita

44

続

日本の国際管轄権を肯定

タイ	日本
<ul style="list-style-type: none"> <li>●被告の住所地</li> <li>●警告書の発送（正確には、代理人が香港から発送）</li> <li>●別件訴訟の係属</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原告の主たる営業所</li> <li>●警告書の到着（損害発生地）</li> <li>●違法性阻却事由である契約の締結地（契約書作成地）</li> </ul>

T. Kurita

45

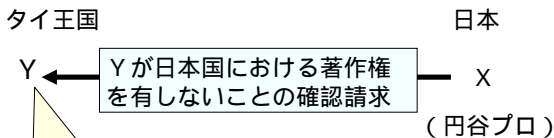
### 不法行為地を根拠とする国際管轄の要件

- 原告主張説 原告が請求を基礎付けるために主張した不法行為の事実が存在するものとして仮定して、管轄の有無を判断する説
- 一応の証明説 違法性阻却事由を含めて、不法行為の成立の要件の一応の証明が必要であるとする説。
- 客観的事実関係証明説 被告が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる。違法性阻却事由については考慮しなくてよい。

T. Kurita

46

### A5. 最高裁 平成13年6月8日 判決



日本の著作権が請求の目的であり、これは日本に所在する（5条4号）。

T. Kurita

47